

広報たしる

No. 266
昭和50年9月号

田代町企画室編集

1,600部発行



故柴立芳文氏の 遺骨故郷に帰る

郷土の大先輩として、信望を一身に集めていた柴立芳文氏は、去る六月二十八日、農林政務次官室で執務中、突如病魔におそわれ、治療の効もなく八月六日、五十九歳を一期として永眠されました。

遺体は東京で火葬にされた後東京、鹿児島で葬儀が行なわれ八月十一日、柴立の自宅に帰って来られました。

悲しみにくれる多数の町民が遺骨を出迎えました。が、志半ばにして他界された故人の心情を考えると、誠に痛恨の極みであります。今となつては、山深く、人情こまやかな故郷に、安らかに眠られることを心から祈るものであります。

九月のこよみ

21日(日) 参議院議員補欠選挙日

24日(水) 秋分の日
28日(日) 田代中運動会

9日(火) 民生委員会
11日(木) 定例議会
14日(日) 婦人バレーボール大会

15日(月) 敬老の日
20日(土) 南大隅高校田代分校運動会



しめやかな中にも盛大に



故参議院議員農林政務次官、柴立芳文氏の南陽四ヶ町、合同葬は八月十二日午後一時から、田代小学校体育館で行なわれました。

式場正面祭壇に故人の遺骨と大きな遺影が安置され、式場内外は、各種団体や個人から贈られた生花や花輪で埋められ、しめやかな中にも盛大な雰囲気漂っていました。

葬儀の参列者も、農林大臣代理を始め、衆参両院議員、県知事、県議会議員、各町の町長、議長、各種団体、一般等約五百人にも上り、生前の故人の徳、業績の偉大さを改めて考えさせられました。

故柴立芳文氏の四町合同葬

式は神事に始まり、葬儀委員長である田代町長の追悼の辞、各界代表による弔辞が捧げられましたが、何れも偉大なる指導者を失った悲しみを切々と述べると共に、故人の冥福を祈りました。

遺族を代表して長男の鉄彦氏から、合同葬についての謝辞と志半ばにして死去した父の遺志に応えるよう努力するとの決意が述べられました。



故人の遺骨は、柴立の墓地に納骨堂を建立の上、埋葬されることになっています。

ここに、故柴立芳文氏の略歴を紹介いたします。

本籍 肝属郡田代町川原五三〇

故柴立芳文先生の死を悼む

町長 門前 信好

柴立先生は、去る六月二十八日農林政務次官室に於いて突然の病魔に侵されました。昼夜もわかつ御看病に人事の及ぶべき全てを尽された甲斐もなく、八月五日午前二時三十五分帰らぬ人となりました。

当年五十九歳、先生は昭和十二年四月敗戦後の混乱期から郷土の再建を憂い、深い郷土愛と、強固な信念のもと村議会議員に立候補当選、議長と政治家として力強くスタートされました。

二十六年には、有権者、僅か三千有余票の田代村を地盤とし

生年月日 大正四年八月十二日
昭和十四年 鹿児島高等農林学校林科卒 卒業と同時に王子製紙入社 後日本パルプに勤務
昭和二十二年 田代村議会議員
議長就任
二六年 県議会議員当選五期在任、議長二期
四六年六月 参議院議員当選
四九年十一月 農林政務次官
五〇年八月 従四位勲三等旭日章を受く

参議院議員地方区補欠選挙

投票日 9月21日

ここに故人の功績をしのび謹んで哀悼の意を表します。

尚、柴立家より従来の香典返しに代えて、町社会福祉協議会に多額の御寄附をいただきました。この暖かいお心づかいに對し衷心より感謝申し上げます。

先生は短かく、事業は長し、先生ののこされた業績の中に柴立大先生の温顔は消ゆることなく、永久に生き続けること信じます。

この美しき心は、外部にも内部にも先生を親愛する人々を作り、先生の仕事の成功は、みなこの先生の邪気なき誠実から生じているものと信じます。

人生は短かく、事業は長し、先生ののこされた業績の中に柴立大先生の温顔は消ゆることなく、永久に生き続けること信じます。

役員改選など

森林組合総会開かる

森林組合の通常総会は、去る八月二十五日、農協支所ホールで開かれ、四十九年度業務報告五十年度事業計画、組合定款一部変更その他が審議され、何れも原案通り可決されました。

また、役員の任期満了による選挙も実施されましたが、無投票により次の新役員が選挙されました。

組合長理事	猪鹿倉 義則
第一理事	平川 正明
理事	岩下 尚之
川前 正栄	西迫 一郎
尾ノ後 幸一郎	刃志切 始
代表監事	右田 徹郎
監事	貫見 雄
荒木 房雄	

十月一日には、全国いっせいに国勢調査が行われます。

このため、九月三十日までに、各家庭に調査員が調査票の記入をお願いがあります。

今回の国勢調査の調査票は、正確な統計を一日も早く作成して行政に役立てるため、各家庭で記入していただいた調査票は、市町村・都道府県を通じて総理府統計局に集められ、「光学式読取装置」というマークを読み取る機械にかけて集計します。

調査票は、気軽に記入していただいてよいのですが、なにぶんにも直接機械にかけられますので、その取扱いや記入について、次の点に注意してください。

・悪いマークの例

又薄い
細い
短い
横線以外のマーク

・良いマークの例

標準のマーク

(3) 答を文字又は数字で記入するところは、点線のわく() からはみ出さないように記入してください。

(4) 誤って記入したときは、消しゴムでよく消して下さい。

新大隅開発 推進署名を!!

新大隅開発推進署名については、先般、各家庭に趣意書をお配りして署名をお願いしましたが、部落によってはこの趣旨が徹底していない所もあるようであります。

このため婦人会の手を通じて再度署名もれの方の署名をお願いしますので、男女を問わず成人者の方で趣旨に賛同される方は全員署名くださるようお願いいたします。

ごみは必ず三つに分けて 決まった日に出しましょう

ごみは必ず次の三つに分類して、定められた日に定められた場所に出してください。

ほんの少しわくからはみ出して いる場合

2ミリメートル(マークわくの横線の半分長さ)以上 わくからはみだしている場合

- 燃えるもの(残菜類は水を切る)
 - ガラス類
 - 鉄くず、空かん類
- 尚、今まで大根占町の笹原の谷に、燃えないごみを捨てていましたが、ここへ捨てることは禁止されたので、お知らせします。
- また、河川などにごみを捨てることは、法律で禁止されています。ごみは必ずごみ処理場へ分類して出してください。

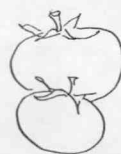
別表2

1.	両眼の視力の和が0.02以下のもの
2.	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3.	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4.	両上肢のすべての指を欠くもの
5.	両下肢の用を全く廃したもの
6.	両大腿を2分の1以上失ったもの
7.	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8.	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9.	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10.	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。



シリーズ
「くらしの科学」
野菜や果物の
じょうずな組み合わせ
野菜の中に含まれるビタミンは、熱によってこわれ易いことはご存じでしょう。しかしビタミンCなどは、生のままでも自然に破壊されていないことは意外と知られていないようです。これはビタミンC酸化酵素というのが野菜の中に含まれ、これが空気中の酸素と同時に働いてビタミンCを分解



このビタミンCを保護するためにはどうしたらよいでしょうか。それにはトマトやミカンやイチゴを組み合わせることが最も良の方法です。なぜかといいますと、これらの食品にはビタミンCを保護する物質がはいっているからです。野菜や果物をうまく組み合わせ、ビタミンCを生かす方法として、トマトやミカンやイチゴを大いに利用してほしいと思います。



するためです。キュウリやニンニクなどは、その酸化酵素を多くに多く含んでいますから、これらの食品を生のまま組み合わせ、ササゲやジャスミンとビタミンCが失われることも考えられます。

去る八月六日、国分自衛隊第一中隊長以下十名の隊員の方々が、招魂墓の清掃作業をされました。夏草が生い茂り、忠魂碑もかすらやけで覆われていたが、元気な隊員の手によって、たちまちきれいになりました。「国を守るため戦死した、我々先輩の眠る招魂墓です。また、暇をみつけて清掃に来ます。」



隊長はそう言って、帰って行きました。

国分自衛隊員招魂墓を清掃

在宅重度障害者福祉手当 新設される!!

今回新たに設けられた福祉手当制度は、在宅の重度障害者に対する福祉措置の一環として実施されるものであり、重度障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。この手当は月額四〇〇〇円で精神又は身体に法別表第二に定める程度の障害があるため日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある日本国民であって施設に

収容されていない在宅の障害者に対して支給されるものであり、廃疾を支給事由とする他の制度による給付を受けることができる者については支給されないものである。法別表第二に該当する方は、認定請求の受付を役場民生課で行いますので九月下旬から10月末日までに請求して下さい。

昭和50年度 産米検査結果

等級	俵数	比率
1	—	
2	—	
3	318	43.7
4	385	53.0
5	24	3.3
等外	—	0
計	727	100.0

本年度の早期水稲は、丁度熟気になる七月下旬から八月月上旬にかけての長雨で、倒伏や刈取後の穂発芽が発生し、品質の低下が心配されています。本町の穂発芽の被害面積は、約六十ヘクタールで、被害総額は約一千三百万円と見込まれています。現在までの本年度産米検査の結果は次の通りで、例年に比べ等級が低く、発芽等による品質の低下が目立っています。穂発芽を防ぐには、肥料設計病虫害防除に気をつけると共に



昭和50年早期倒伏状況

本年度の早期水稲

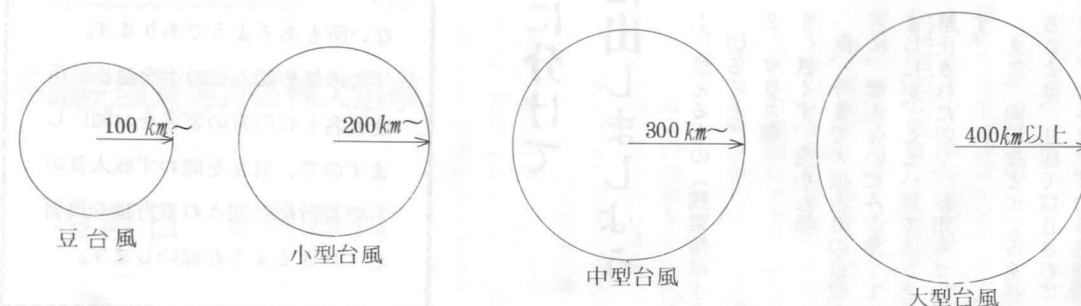
掛干しは、必ず一段掛にすることが必要です。

長雨による穂発芽発生

台風季節

水害に備えよう!!

今年も既に台風が六号まで発生し、四号、五号、六号は四国、中国、東北、北海道まで大きな被害を与えています。九月一日は、「二百十日」で防災の日と定められていますがいよいよ本格的な秋台風季節にはいります。現在、天気予報の技術は格段に進歩し、八割以上の確率となっています。台風予報も、日本のはるか南の海上に発生したときから、番号をつけ、その大きさ、進路、速度を刻々と知らせてくれます。台風は、熱帯性低気圧のひとつですが、中心付近の最大風速が毎秒十七メートルを越えると台風と呼ばれます。台風の「大きさ」は次のとおり区分されています。台風の「強さ」は、中心気圧（ミリバール）の低い程強く、中心付近の最大風速（秒速メートル）が大きい程、強くなります。風速は、平均風速、時間最大風速で言われますが、風は絶えずイキをしながら吹くので、平均風速二十メートルの地域でも瞬間最大風速は、平均風速の五割増しの三十メートル近くに達するので、充分な注意が必要です。



暴風圏

災害と税金

南九州は、台風銀座と言われているますが、毎年夏から秋のシーズンになると、台風や大雨による被害が各地で起っています。万一、このような災害にあったときは、いろんな方面から救済の手がさしのべられます。

ところで、税金についてもいろいろな救済措置があるのをご存知でしょうか。例えば、サラリーマンの方が台風にあつて、住宅や家財に半分以上の損害を受け、しかも、その年の所得金額の見積額が四〇〇万円以下であるときには、源泉所得税の徴収猶予や還付が受けられます。そのほか、損害額がその年の所得金額の見積額の一割を超えるとき(雑損控除を選択した場合)は源泉所得税の徴収猶予が受けられます。

これらの制度を利用するとき、税務署に申請書を出して手続をとることが必要です。また、源泉所得税の徴収猶予や還付を受けた人は、税務署へ確定申告をして所得税の精算をすることになります。

詳しくは、最寄りの税務署へお尋ねください。



上原子子ども会が優勝 子どもソフトボール大会

例年、夏休みに行われる子どもソフトボール大会は、去る七月二十八日、行われましたが、途中で順延となり、八月一日準決勝から試合が始まりました。

各チーム熱戦を展開し、上原子子ども会が初優勝しました。

また、中高生女子バレーが八月八日行われ、柴立チームが優勝しました。



人口のうごき

8月1日現在

世帯数	1,519 戸
男	2,214 人
女	2,583 人
計	4,797 人



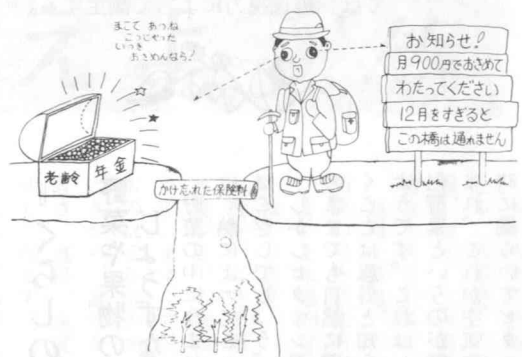
国民年金保険料特例納付

どう待ったなし!!

かけ忘れた保険料があると
老齢年金はもらえません

☆ かけ忘れた保険料は今なら、さかのぼって納められます。月900円で。

☆ 特例による納付期限は、12月31日です。この日を過ぎると納められません。



☆ 保険料納付について、わからないこと、ご相談は町役場国民年金係へ

戸籍に関する情報は

ホームページ上では

掲載していません